

す。茲で一言申上げたいことは、爭議解決の日に、松岡君が野田に参りまして其報告を致しました。所が非常に爭議團は昂奮して随分反對者が多かつたのであります。其時にやつと松岡君は失業者の問題に付ては總同盟が責任を  
持て世話をすると云ふやうなことを申しました。それでやつと皆を鎮めたのでありますが、さう云ふやうな事情も  
あつて、總同盟の作りました失業對策委員會と云ふものが、餘り役に立たないものですから、野田の失業者の中に  
は總同盟は冷淡であると云つて恨んで居るものも近頃あるとか云ふことを耳にいたしました。

それから其次は組合が全滅したことでありました。爭議解決の結果、三百名の復職者を見ましたが、是等の者は豫  
め會社の方で詮衡してあつた者許りで、復職後は組合脱退の意思を有するものと見なければなりません。それで今  
度の爭議の結果野田醤油會社の今迄の勞働組合と申すものは、全くなくなつてしまつたと申しても差支ないのであ  
ります。即ち會社が和解に際し三百名も復職したと云ふことは、三百名までは再採用しても統制上自信があつた  
からであります。此三百名の者の中には爭議中と雖もスバイのやうなことをやつて會社の爲に働いたものもあつた  
やうにきいてをりますがこれはどの爭議にも必ずあることでめづらしいことではございません。斯くの如く野田  
醤油會社の組合は全滅の運命を持つて居りますが、この總同盟の野田支部なるものは現在どうなつてゐるかと思  
ますと、残る所は白木醤油工場の組合員約八十名、それから解雇職工であつて野田に止つて居る一部の者約二百  
名、小さい樽工場に働いて居る職工約三四十名、合計三百名位であります。而して此中解雇職工は段々職業を見附  
けて野田の地を去る者が多いだらうと思はれますし、又白木工場の職工は野田の爭議中非常に物質的犠牲を拂つた  
にも拘らず爭議の結果、斯う云ふ悲惨な状態に終つたのでありますから、組合に對する期待が裏切られて、段々組

合を脱退する傾向がありますから、結局關東勞働同盟會の野田支部なる者は一時全く有名無實に近いものになりは  
しないかと思はれます。茲にちよつと一言申上げますのは、白木醤油工場の職工の野田爭議に對する應援振りであ  
りますが、彼等は爭議團に對し十一月から金員を寄附して應援を始めたのであります。即彼等は日給の二分の一を  
毎日割いて爭議團に應援いたして居りました、此日給の二分の一の寄附の應援と申しますものは今迄恐らく例がな  
いだらうと思ひます。五ヶ月間の長い間毎日日給の二分の一をさいて寄附したことはたとへ彼等が爭議が有利に解  
決して寄付した金額位はあとで返してもらへるだらうと云ふ様な多少の期待を持つて實行したにせよとにかく我國  
の爭議史にをけるめづらしき例であると思ひます。

次に第四は就業状態であります。野田工場の就業状態は現在では爭議以前と違ひまして、勞働時間も大體に於て  
規定通り行ひ職工の働振りも良く、會社の統制が完全と迄は参りませぬが、爭議前に比すれば全く面目を一新いた  
して居ります。今野田に働いて居る職工の人的要素は大體四つから成立つて居ると思ひます。それは即ち第十七工  
場の職工が約三百五十名、それから其次に爭議中に臨時雇員として採用せられて、現在では本雇になつて働いて居  
る者が五百人、其次は復職した者が三百人、其次は裏切職工が約三百名であります。それで面白いことには、此中  
で裏切り職工が統制上から言つても、仕事振りから言つても、成績が一番悪いと云ふことで、一番能率の良いのは  
臨時雇として爭議中に入社した職工であると云ふことであります。是は工場を經營して居る方から見れば非常に面  
白い現象ではないかと思ひます。同時に醤油製造の仕事が餘り熟練工を必要としないと云ふことも裏書きせられる  
のであります。

### 六 爭議團の結束の鞏固なりし理由

大體爭議の経過及爭議後の状況はこう云ふことになつて居りますが、最後に一つ申上げますのは、爭議團の結束の大變強かつた理由であります。是は皆さんから能く訊かれますが、大體之を私は六つに分けて居ります。

第一は爭議團の資金が大變豊富であつたこと、第二は爭議團員の中で副業を持つて居る者が多かつたこと、約爭議團員の六割は副業をして居りました、其次は購買組合の供給であります。其次は矢張り何と言つても過去の経験から申して、爭議の度毎に労働組合員は今迄勝つて居りますから、今度も矢張り勝つと云ふやうな自信がありました。それが爲に大分長い間其希望の下に戦つて來たと思ひます。第五は組合の人々が非常に組合に對して犧牲的精神が強く、同時に資本家に對する階級的意識も非常に強かつたのでありまして、是が爲に殉教者のやうな氣分になつて戦つて居つたことが結束の鞏固なる原因の一つではないかと思ひます。それからもう一つはこんなことも理由の一つとしてあけることが出来るかと思ひます。それは關東同盟會長の松岡君の執着力は偉いものでありまして、其松岡君の指揮の下にあつたと云ふことは一層結束を鞏固にせしめたと思はれます。

此鞏固なる組合の結束、即ち總同盟の結束と云ふものは、到底左翼組合の方では眞似の出來ないものと思ひます。若し是が左翼の組合の爭議であつたならば、とうに片附いて居たのではないかと思ひます。

大體これで私は簡単に野田爭議の概況を申上げました積りであります。

### 野田醬油會社爭議收支決算報告

(自昭和二年九月十六日 至昭和三年四月二十日)

收入合計	一四一、七二二・九四	調査、訪問、宣傳	三、四三〇・三八
支出合計	一四一、六九四・一七	筆墨文具費	三三九・三二
差引	二八・七七	印刷通信費	一、九七九・五八
<b>收入内譯</b>		電燈薪炭費	四、五二七・九二
寄附金	三六、三一四・〇九	器具材料料	六九九・六五
借入金	三七、七一三・八五	刑事々件費	五、三一九・八〇
貸金戻入	七、六九五・〇〇	各委員會補助費	七、〇一〇・〇〇
爭議費用	六〇、〇〇〇・〇〇	謝禮費	五五〇・〇〇
計	一四一、七二二・九四	貸金	七、六九五・〇〇
<b>支出内譯</b>		借入金返し	三七、七一三・八五
食料	四七、五三三・四二	失業對策費	五〇〇・〇〇
家賃會場	一、六二四・八三	舟業日傭手當補助	一〇、〇〇〇・〇〇
交通費	五、六三四・九七	殘務整理費	三、七〇〇・〇〇
蒲團、雜費、慰安費	三、四三五・四五	計	一四一、六九四・一七

### 日本労働總同盟

關東労働同盟會  
關東醸造労働組合

昭和三年五月十日

野田爭議に就て

覺書

昭和二年九月十六日以来繼續したる野田醬油株式會社に於ける勞働爭議は今回當事者雙方の間に完全なる協定成立し左記各項に依り圓滿に解決したり

- 一、爭議團は昭和三年四月二十日限り之を解散すること
- 二、會社は爭議團解散後十日以内に解雇者中より詮衡の上參百名を採用すること
- 三、會社は解雇者に對し左記の標準に依り解雇手當並に生計援助費を支給すること
  - (一) 工員規定第六十一條に依る解雇者に對し解雇手當一人平均金貳百圓宛を贈ること
  - (二) 解雇者中新規採用に漏れたる者に對し生計援助として一人平均金貳百圓宛を贈ること
  - (三) 工員規定第十九條に依り解雇したる者九十七人に對し同規定第五十二條の二に依る解雇手當總額參萬五千四百八拾參圓八錢を支給する外生計援助として一人平均金貳百圓を贈ること
  - (四) 工員規定第十八條に依る解雇者に對しては(一)、(二)の例に依る
  - (五) 處分未了者四十二名中爭議に關係なき入營中の者十一名を除き他の三十一名に對しては生計援助として一人平均金貳百圓を贈ること

(以上解雇手當並に生計援助費總計金參拾八萬圓は爭議團關係者にて適當に之を分配するものとす)

昭和三年四月十九日

野田醬油株式會社代表

茂木七郎 右衛門 印

茂木七左衛門 印

茂木佐平 治 印

日本勞働總同盟

鈴木文治 印

松岡駒吉 印

調停者

協同會常務理事 添田敬一郎 印

福永尊介 印

附記

- 一、本爭議に關して提起せられたる刑事問題告訴は互に之を取下ること
- 二、解雇者にして工員社宅居住者は解決の日より三ヶ月以内に退去すること

解雇手當金處分方法

- 一、金五萬圓 爭議費用に充當すること

野田爭議に就て

- 二、金一萬圓 日傭人夫約五十名と船業約五十名とに分配すること
- 三、解雇未了者に對し一人當り金五十圓宛分配すること
- 四、新採用三百人に對し一人當り百五十圓宛分配すること
- 五、解雇者七百五十人に對し一人當り四百六十圓宛分配すること
- 六、外に特別見舞金若干圓

右分配方法左の如し

- 三によるもの委員會一任、但し家族數並に出勤日數を考慮に入れること
- 四によるもの、内五十圓を平等に分配すること  
百圓を勤続年數並に日給によつて分配すること  
(但し委員會は二分の一迄減じ得ること、剩餘金は委員長會議に於て處分一任のこと)
- 五によるもの、二百六十圓を勤続年數並に日給によりて分配、百六十圓を爭議團出勤日數によりて分配  
四十圓を扶養家族數(十五歳未満、六十歳以上但し不具癱疾者は之に準ず)の按分比例によりて分配すること  
(但し委員會は三分の一を減じ得ること、剩餘金は委員長會議一任)
- 六によるもの、委員長會議一任

而して右分配手當金は其内より各自が爭議中消費組合より配給せられたるものゝ代金(一人當り平均五十圓餘と稱せらる)を差引き五月三日より小切手を以て野田商誘銀行より支給せられることとなつたのである。

野田 争議 に 基 く 犯 罪

目次

(氏名ノ上ニ〇印アルハ會社側ヲ示ス)

昭和二、九月十五日	山口榮三郎	.....	二九	
同九月十五、六、八日	石塚元一郎	外六名	.....	三〇
同十月十八日	大月留吉	外二名	.....	三一
同九月廿八日	小泉與三太郎	外一名	.....	三二
同十月一日	柴山清四郎	.....	三三	
同十八日	〇舛田眞三	.....	三四	
同二十五日	逆井三郎	.....	三五	
同十一月三日	吉田芳次郎	外一名	.....	三六
同四日	〇三浦儀一	.....	三七	
同五日	渡邊七藏	外一名	.....	三八
同十日	中村龜吉	.....	三九	
同十七日	關本政五郎	.....	四〇	
同十八日	深井浦吉	.....	四一	
同廿一日	山口六市	.....	四二	
同廿四日		.....	四三	

目次

目次

同	十二月一日	○佐藤時之助	四三
同	十一月十一日	小泉七三	四三
同	十二月一日	同 外九名	四三
同	四日	石井 潔 外一名	四五
同	八日	高森作次郎	四六
同	十二日	○伊藤勝一郎	四七
同	十二日	柿岡堅治	四七
同	十三日	○青木周二	四八
同	二十日	○清水錠三郎 外五名	四九
同	十二月十七日	野口三郎(襲撃事件)	五一
同	十二月二十一日	飯田岩吉	五一
同	昭和三、一、三日	高坂卯之松 外五名	五一
同	五日	染谷政市 外四名	五四
同	九日	篠崎久次郎	五五
同	十四日	稻葉清次郎 外三十三名(襲撃)	五五
同	二十六日	桑田 清(襲撃事件)	五三

同	三十一日	○稻葉市郎	六四
同	二月三日	○石田忠吉	六五
同	六日	○大江柳吉(殺人未遂)	六五
同	二十九日	石島朝吉 外一名	六七
同	三月一日	根本清太郎	六七
同		○大塚長吉	六七
同	四日	逆井三郎	六九
同	二十日	堀越梅男(直訴事件)	七〇
同	四月二日	諸町春吉(襲撃事件)	七一
同	十三日	和田喜一郎	七二
同		深井浦吉	七三
同	二十四日	逆井三郎	七四

附錄

一、罪名別件數人員表	七五
二、科刑別人員表	七七

目次

三、職業別人員表……………七

四……………九

目次終

野田爭議に基く犯罪

葉千		第一審又は不起訴廳		第二審		上告		職業氏名		犯時
罪名	松戸區	求刑	言渡年月日	結果	求刑	言渡年月日	結果	職業	氏名	年 月 日
傷害、暴	懲役二月	三、三、三	三、三、三	罰五十圓				醸造工	山口榮三郎	三

犯罪事實(公訴)

被告人は、野田醤油株式会社職工にして且つ日本労働總同盟關東醸造組合野田支部に加盟し、昭和二年九月十六日より組合員一同と共に會社に對抗し同盟罷業を爲し労働爭議係争中のものなる處

第一、昭和二年九月十五日前掲爭議に關し、右労働組合野田支部總會に於て翌十六日より同盟罷業を執行するに付、同會社第十七工場職工は非組合員なるを以て之に出勤せらるゝに於ては同盟罷業の目的貫徹上多大の支障あるを以て、組合員一同にて其出勤を阻止し、且つ同情罷業を爲さしめんとの申合せを爲したるため、被告人は其意を體し同夜午後九時頃より組合員野田町内各要所に配置し自ら前衛同志會副會長として之等見張員の指揮監督に任じ巡回中、千葉縣東葛飾郡野田町字清水野田農學校下縣道に於て、偶々同夜十一時頃第十七工場工員藤井喜一が活動見物歸途自轉車にて同所に差掛りたる際、多數組合員と共に其進路を阻止し相被告張谷孝一と共に同人の乗用せる自轉車のハンドルを抑へたる上、労働組合たる多衆團體の威力を示し、其場に於て前記孝一と共に喜一を推問し、同情

野田爭議に就て





同人の乗用せる自轉車のハンドルを押へて其前進を阻止し且つ多數にて之れを包圍したる上労働組合たる團體の威力を示して、被告内海より同人に對し同情罷業を強要したるも、横張が快諾せざるを憤り、直に被告等は張込中の多數組合員と共に手拳を以て同人を殴打暴行し

第四、被告染谷、岡野、野口等は、右爭議に關し同會社第三工場機關手福田正三が右組合に加入せず依然出勤し居る爲め同人をして同情罷業を爲さしめんと目的を以て、右三名共謀の上、昭和二年九月十八日被告染谷は四回被告岡野、野口は各二回何れも相携へて其留守宅を訪問し、福田の内縁の妻一柳ふよに對し、被告野口は「第十七工場の如き警戒嚴重なる工場にさへ忍込み煙突に赤旗を立てる様な大膽なる爭議團員もあることなれば、第三工場の如き小工場には如何なる亂暴者が這入らぬとも計り難き故、福田に煙突から煙を出さぬ様注意し早く歸宅せしむべし」との趣旨を通告し、被告岡野は「農學校附近に於ても最近第十七工場の工員が吾々爭議團員に殴打せられし實例もあることなれば、何時如何なる暴漢が現はれぬとも知れざれば、夫福田を呼戻す方可ならん」との趣旨を通告し、以て労働組合たる多衆團體の威力を示して一柳を脅迫し

第五、被告石塚は、前掲爭議に關し労働組合員にして同盟罷業に参加し居りし宮澤啓助が右同盟契約を裏切り同年十月十八日頃より野田醤油株式會社に出勤し居ることを探知したる爲め、同月二十二日午前十一時頃右宮澤方に到り、同人實母宮澤くまに對し、労働組合たる多衆團體の威力を示し、宮澤啓助が同盟罷業を裏切り出社したる理由を問責し且裏切者として相當處罰を加ふるに付労働爭議事務所迄同行すべしと脅迫し、更に之れを拒否せるくまの右手を掴み同家上り端より入口敷居際まで引出し以て暴行したり

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
罪 名	求 刑	言 渡 年 月 日	結 果	言 渡 年 月 日	結 果	言 渡 年 月 日	結 果	運 送 店 人 夫	大 月 留 吉	三 五	犯 時
警察犯								運送店人夫	大月留吉	三五	
同								醸造工	櫻井男太	三五	
同								機關火夫	石島淺吉	三四	

犯罪事實

被疑者大月留吉櫻井勇太石島淺吉は、野田醤油株式會社職工にして且つ日本労働總同盟關東醸造組合野田支部員なる處、同會社對右労働組合野田支部員間労働爭議に關し昭和二年九月二十八日午後一時十五分頃右野田醤油株式會社第十七工場前縣道に於て、同會社勤務自動車運轉手阿久津綏人が職工輸送の爲自動車運轉し同所に差掛りたる際、被疑者等は三名横列となり大手を擴げて其前面に立塞り以て交通の妨害を爲したるものなり

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時 年 齡	
罪 名	求 刑	言 渡 年 月 日	結 果	言 渡 年 月 日	結 果	言 渡 年 月 日	結 果	醸 造 工	小 原 與 三 太 郎	三 五	犯 時
暴力								醸造工	小原與三太郎	三五	
同								同	金子周吉	三六	

野田爭議に就て

犯罪事實(略式)

被告兩名は、野田醬油株式會社醸造工にして日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、昭和二年九月十六日以降係争中なる會社對右労働組合野田支部員間の労働争議に關し、被告小原は右争議團防備班長として、又被告金子は同副班長として、外數名の組合員を引率し同年九月三十日夜野田町内警備に從事中、翌十月一日午前一時三十分頃同町道路に於て、偶々右會社重役茂木佐平治方雇人坂卷政吉が主用を帯び人夫齋藤善吉を同伴して通行するを認むるや、何れも労働組合たる多業團體の威力を示し、直に被告小原は、右兩名を呼止めたる上、先づ齋藤に對し、「汝は労働組合に加盟し組合章迄與へられ居るに拘はらず資本家に出入し其番頭と同伴するは吾々労働組合の内情を探り密告する者にあらずや」と詰問し、同人が既に労働組合は脱退したる積りなりと答ふるや、其傍に居りたる被告金子は、之を憤り組合の裏切者殿つてやれと叫び空拳を以て其横顔等を數回毆打暴行し、尙被告小原は同人に對し、「若し今後資本家に味方することあらば労働組合に於ては常に見張りを出し置く故直に判明するぞ」と脅迫し、更に被告小原は其場を免れたる坂卷の歸路を要し、同人を同所石川料理店内に呼込み他の組合員をして外部を警戒せしめ同人に對し「労働争議永續するに於ては多數労働組合員は食ふと食はざるの界に至るべく、然る時は先づ野田町内の電燈を消し以て暗黒となしたる上、第一に龜甲萬(茂木佐平治を指す)と柏屋(茂木七郎右衛門を指す)の首を貫ひ、尙ほ誰れ彼れの別なくやっつける。自分は個人としては汝の主人に恩顧はあるが、労働組合の幹部として多數組合員の爲めに争議をして居るのであるから已むを得ない故、此事を歸つて主人に傳達せよ。」云々と威嚇し以て坂卷を通じて茂木佐平治を脅迫したり

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業 氏 名		犯 時
強 要	懲 役 二 月	二、三、三	二、三、三	二、三、三	二、三、三	二、三、三	二、三、三	職 業 氏 名	柴 山 清 四 郎	三 五
求 刑	年 月 日	結 果	求 刑	年 月 日	結 果	求 刑	年 月 日	結 果	職 業 氏 名	柴 山 清 四 郎
強 要	懲 役 二 月	二、三、三	二、三、三	二、三、三	二、三、三	二、三、三	二、三、三	二、三、三	職 業 氏 名	柴 山 清 四 郎

犯罪事實(公訴)

被告は、野田醬油株式會社職工にして日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、昨年九月以來野田労働争議に關し労働組合員たる寺田甚五郎が、數日來病氣届を提出したる儘争議に出動せざる爲め、或は罷業の裏切を爲すものに非ずやと疑ひたる結果、同人の病氣見舞を口實に組合員相原愛太郎を伴ひ、昭和二年十月十八日其眞疑を確むべく右寺田方を訪ひたる處、折柄自宅前畑中に於て耕作に從事し居りたる爲め、同所に到り、豫て同組合争議委員長會議に於て決議したる罷業裏切者は争議費として金五百圓を労働組合に出金する旨の誓約書を提示し、且相原をして讀聞かさしめ、之に署名捺印を強要したる處、寺田は其誓約に應じ難き旨答へ之を拒みたるも再三の強要に已む無く捺印のみを承諾し相原に對し其署名代筆を依頼して飽迄自署を拒絶し、相原が自署捺印を必要とするものなる旨説示したるも甚五郎は尙其要求に應ぜざりし爲め、被告人之を憤慨し、斯様な判らぬ奴は仕上げてしまへと云ひ乍ら空拳を以て同人の胸部其他を數回毆打暴行し、終に同人をして何等義務なきに拘らず前掲誓約書に署名捺印せしめたるものなり

千葉	
傷害	求刑
罰金卅四圓	年月日
三、三、二	結果
科料十五圓	求刑
	年月日
	結果
	求刑
	年月日
	結果
提燈製造職	職業氏名
升田眞三	年時
三	年齢

犯罪事實(略式)

被告人は、昭和二年十月二十五日夜居町野田町字寺町活動寫眞館たる共樂館前路上に於て、内藤藤太郎より會社の犬なりと惡罵せられたるを憤り、同人を其場に打倒し、因て藤太郎の頭部に全治一週間を要する打撲擦過傷を負はしめたるものなり

千葉	
暴力	求刑
罰金卅四圓	年月日
三、七、罰金二十圓	結果
	求刑
	年月日
	結果
	求刑
	年月日
	結果
醸造工	職業氏名
逆井三郎	年時
三	年齢

犯罪事實(略式)

被告逆井三郎は、野田醤油株式會社醸造工にして且日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、昨年九月以來の労働爭議に關し、會社側に於ては、種々の奸策を用る労働組合を壓迫し、且罷業職工の復職勧誘に全力を傾注せ

るに憤慨し、同年十一月三日午後七時頃組合員數名と共に同町内を防備巡廻中、偶々同町中野臺地先路上に於て同會社第六工場店員矢口七郎に出會するや、同行せる多衆組合員と共同して同人を追跡し且第六工場附近に到りたる際、其後方より同人の襟首を掴み引倒さんとし、尙拳固を以て其頭部を毆打暴行したるものなり

千葉	
脅迫	求刑
罰金卅四圓	年月日
三、二、三、罰金卅圓	結果
	求刑
	年月日
	結果
	求刑
	年月日
	結果
豆腐製造業	職業氏名
吉田芳次郎	年時
岡田傳次郎	年齢
三	

犯罪事實(略式)

被告吉田、岡田は、共謀の上野田醤油株式會社對關東醸造組合野田支部員間の労働爭議に關し、右會社に於ては、罷業職工補充の爲め他所より土工人夫等の募集を爲し居るも、地元野田町民を役せざるを快とせず、殊に被告等に於て、再三採用方申込を爲せども、其回答なき爲め、此際「野田醤油株式會社に於ける醤油は其實質皆同一なるに拘はらず商標を異にするに従ひ市價を異にし、殊に龜甲萬の商標を付せるものは他の商標を付せるものより一樽に付約一圓の高價を以て販賣し、常に惡辣なる暴利を得居るのみならず、同會社第十七工場の醤油仕込桶はコンクリートなれば、諸味腐敗し爲めに販賣先より毎日山の如く返品あり。」との趣旨の宣傳文に「目下の労働爭議永續せば野田町民の蒙る迷惑一方ならず、殊に他所より人夫募集の爲め失業者續出し生活の不安甚大なるを以て一日も早く爭議の解決を

野田爭議に就て

爲すか、或は野田町に於ける失業者を採用するか、其返事如何によりては前示宣傳ビラを日本全國に配布し遣るべく既に三千萬枚の準備ある、旨の手紙を添付し、同會社に送りなば、會社は該宣傳の爲め蒙るべき營業上の不利益に鑑み必ず自覺すべく、然らば争議解決の端ともなり又被告等希望の如く會社に雇入れらるゝことあらんと思惟し、右宣傳文を同年十一月一日頃居町倉持榮市方に於て起案し、同町渡邊印刷店に於て印刷に付し、三千枚の内一枚を同月四日被告吉田方に於て認めたる前示内容の手紙に添付し、同日會社重役宛通常書留郵便とし、野田郵便局に差立て郵送し、以て財産上害を蒙らしむべき旨通告脅迫したり

千 葉	
罪 名	第 一 審
	第 二 審
求 刑	求 刑
年 月 日	年 月 日
結 果	結 果
年 月 日	年 月 日
求 刑	求 刑
年 月 日	年 月 日
結 果	結 果
年 月 日	年 月 日
職 業 氏 名	職 業 氏 名
犯 時 年 齡	犯 時 年 齡
傷 害 懲 役 二 月 二、三、三 罰 百 圓	傷 害 懲 役 二 月 二、三、三 罰 百 圓
三	三

犯 罪 事 實 (公 訴)

一、昭和二年九月以來野田醬油株式會社對日本勞働總同盟關東釀造組合野田支部員間に惹起せる勞働争議に關し、被告三浦儀一は、同年十月三日頃雇れて右會社第十七工場内の夜警に従事中、同年十一月五日午後六時頃同工場詰所夜警夫取締篠原善一郎より三人一組となり野田町内を巡廻を爲すべき旨命ぜられ、即時被告は同夜警夫山本竹次郎志村久作と共に一組となり、被告は、長さ約二尺五寸徑約三分の鐵棒を携帯し町内を巡廻中偶々同夜午後七時三十分頃同町字中野臺地先路上に於て争議團員數名に邂逅したるも之を路傍に避けて通過せしめ、右一行に遅れて一人

追隨し來りたる同團員中村八重吉が被告の前を通過せんとする際、被告の顔を凝視したる爲め、直に之を呼止め其非禮を難詰し且其場に於て被告は右携へ居たる鐵棒を以て中村八重吉を殴打し同人の前頭部に長さ四仙米深さ骨膜に達する傷害を負はしめたるものなり

千 葉	
罪 名	第 一 審
	第 二 審
求 刑	求 刑
年 月 日	年 月 日
結 果	結 果
年 月 日	年 月 日
求 刑	求 刑
年 月 日	年 月 日
結 果	結 果
年 月 日	年 月 日
職 業 氏 名	職 業 氏 名
犯 時 年 齡	犯 時 年 齡
傷 害 暴 力 罰 三 十 圓 同 四 十 圓	傷 害 暴 力 罰 三 十 圓 同 四 十 圓
三	三

犯 罪 事 實 (略 式)

被告兩名は、野田醬油株式會社職工にして且日本勞働總同盟關東釀造勞働組合野田支部員なる處、昭和二年九月以降の野田勞働争議に關し、會社側に於ては種々奸策を弄して勞働組合を壓迫し且罷業職工の切崩勧誘に全力を傾注し居るに憤慨したる結果、同年十一月十日午後六時四十分頃東葛飾郡野田町上花輪小字一道地先路上に於て、自分等勞働組合員十四五名が右會社員久本禮三兒玉道夫の兩名を包圍し暴行を始めたる爲め、被告兩名も之に共同し、被告幸代治は、拳固を以て兒玉道夫の前頭部を殴打し因て全治十日間を要する傷害を與へ、被告七藏は、同様空拳を以て久本禮三の腰部を殴打暴行したるものなり

(備考) 村山幸代治に付ては略式不相當として公判手續に依る

野田争議に就て

千 葉	
脅 迫	罪 名
	不起訴
求 刑	第 二 審
言 渡	上 告
年 月 日	結 果
三、三、三	三、三、三
起訴猶豫	無 職
中 村 龜 吉	氏 名
三	犯 時 年 齡

犯罪事實

被疑者は、豫て野田醤油株式会社船夫として雇はれ中、昭和二年九月勃發したる同會社勞働爭議に關し、自己が船夫なる關係上専ら會社側の醤油運搬の途を杜絶せしむる運動に従事し、當時右會社所屬の船夫にして醤油運搬を爲し居りし小野寺治郎兵衛外二名に對し、爭議團側に同情して會社側の運送は一切爭議終結迄中止すべき旨を申入れ、之が口約を得たる處、同年十一月十七日午前九時頃右三名が口約に違反し會社側の運送に従事せんとする由を聞知し、右三名の繋留船なる野田町中野臺右會社第九工場下江戸川岸に到り、三名に對し運送を思止らしむる爲め、積むなら積め但し夫れ丈けの覺悟をせよ」と脅迫したりと云ふにあり

千 葉	
傷 害	罪 名
	第 二 審
求 刑	上 告
言 渡	結 果
年 月 日	三、三、三
三、三、三	三、三、三
罰卅四	職 業
罰三十圓	氏 名
三、三、三	犯 時 年 齡
罰三十圓	運送店 人
三、三、三	關 本 政 五 郎
罰三十圓	三

犯罪事實(略式)

被告人は、東葛飾郡野田町所在丸三運送店人夫にして、日本勞働總同盟關東釀造組合野田支部員なる處、昭和二年九月十六日以降野田醤油會社對右野田支部員間爭議抗爭中、同年十一月十八日午後六時三十分頃組合員六七名と共に同町内を防備巡回中、偶々同町中野臺地先路上に於て、右會社々員齋藤登外二名に出會するや、同行せる組合員は之を包圍し暴行の氣勢を示したる爲め、齋藤登は直に危険を感じ其場を脱して會社第六工場前に至りたる處、被告人は、之を追跡し來り同所に於て空拳を以て同人の顔面を毆打し因て全治七日間を要する傷害を負はしめたるものなり

千 葉	
脅 迫	罪 名
	第 二 審
求 刑	上 告
言 渡	結 果
年 月 日	三、三、三
三、三、三	職 業
罰二十圓	氏 名
三、三、三	犯 時 年 齡
罰二十圓	深 井 浦 吉
三、三、三	三

犯罪事實(略式)

被告は、野田醤油株式会社釀造工にして日本勞働總同盟關東釀造勞働組合野田支部員なる處、同會社對右支部員間の勞働爭議に關し、右會社側に於て盛に新職工の臨時募集及罷業裏切職工の復歸入場を畫策し居るを快とせず、且勞働組合爭議團に於ては毎夜の警備其他に苦しみ居るに拘らず、會社工場内の職工は談笑勞務に従事し居るを目撃し憤激の餘、昭和二年十一月二十一日午後三時三十分頃同會社第四工場裏手垣根附近に到り、折柄從業中なりし同工場員

野田爭議に就て









總同盟關東讓造組合行徳支部員間の労働争議に關し、昭和二年十二月十二日夜右市川支部員多數の者と共に争議の應援として行徳町に來り、相通じて同夜午後九時卅分頃東葛飾郡行徳町新宿二九番地野田醬油株式會社第十六工場外を労働歌を高唱して氣勢を擧げつゝ練り廻り、同工場西側門先に於て門扉に突當り喧騒したる爲め、之を制止せんが爲めに工場内より門前に出來たる同工場夜警菊地安太郎及長尾吉二の兩名を毆打し、頭部腹部等に孰れも治療七日乃至十四日を要する打撲傷擦過傷等數個を負はしめたるもの

葉千	罪名	第一審		第二審		上告		職業氏名	犯時
		求刑	結果	求刑	結果	求刑	結果		
銃火施行	同	罰五十四	三、三、三罰五十四					活動寫眞 下足番	青木周二
									四〇

犯罪事實(略式)

被告人は、大日本國粹會々員にして、同會幹事倉持直吉が、昭和二年九月十六日以降係争中なる野田醬油株式會社對日本労働總同盟關東讓造労働組合野田支部員間の争議に關し、右労働組合集合所たる、東葛飾郡野田町野田劇場の明渡を求むる爲め、會員十數名を引率し來野交渉中、労働組合員との間に紛争を生じ衝突したる結果多少の負傷者を生じたる旨新聞紙上に報道せられたるを以て、右倉持の身邊を案じ之が應援を爲す目的を以て、昭和二年十二月十三日午前十一時頃警察官署の許可を受けずして拳銃二挺同實包四十一發を携帯し、自動車に乗車し東京市淺草區松清町より千葉縣東葛飾郡野田町迄之を運搬したるものなり

葉千	罪名	第一審		第二審		上告		職業氏名	犯時
		求刑	結果	求刑	結果	求刑	結果		
暴力	同	懲三月	二、三、三罰四十圓	三、三、三	取下			飲食店 土工	清水錠三郎
同	同	懲二月	罰三十四						小松晋
同	同	同	同						山鹿卯一
同	同	同	同						小倉忠藏
同	同	同	同						加藤爲藏
同	同	同	同						堀越廣志
									三三

犯罪事實(公訴)

千葉縣東葛飾郡野田町所在野田醬油株式會社職工及丸三運送店人夫等を組合員とする日本労働總同盟關東讓造労働組合野田支部は、丸三運送店の運動に關し之と密接の關係ある野田醬油株式會社との間に争議を惹起し、本年九月十六日以來同盟罷業を繼續せるより、東京府下寺島町土木請負業山田龍雄輩下に屬せる被告等は、九月廿六日頃より丸三運送店に備はれ、其倉庫の夜警及従業員護衛等の業務に従事中、偶同運送店の人夫にして争議團に加盟し居りたる岡田夏右衛門が、九月末組合に脱會を申出たる處、爾來再三組合員より復歸を求められ、四圍の形勢と其の身邊に不安を感じ、十二月二十日被告等に對し保護を求めたる爲め、被告錠三郎は、其輩下たる被告晋、忠藏、卯一郎の三名に對し護衛を命じ、三名は同夜八時頃自動車にて東葛飾郡梅郷村今上二千三百五十番地岡田夏右衛門の居室に到り、被

野田争議に就て

告普、忠藏の兩名は屋内にて又被告卯一郎は屋外にて警戒を爲し居りたる處、午後九時頃に至り争議團員約二三十名同家附近に來りたるを認め、是畢竟争議團員等が多數の威力を示し岡田をして脱會申出を取消さしめんが爲め押寄せたるものと即斷し、被告普は偶自動車にて同家前を通り合せたる被告爲藏に應援を求め、被告爲藏は直に被告等の宿舎なる丸三運送店自動車部に到り被告銳三郎に之を通じたる爲め、同人は被告廣志爲藏兩名を伴ひ貨物自動車にて前記夏右衛門宅前に到り、折柄切崩し警戒の爲め同家に来訪し表部屋にて夏右衛門と對談中の争議團員堀越梅男岡田秋藏等に對し、遣つつけろ逃がすな等叫び、被告普、忠藏等も亦之に呼應してやつつけろ此奴等を連れて行け等叫び、同家内外より堀越等を包圍し、被告中の一名は堀越梅男の襟を掴み此方へ來いと手を引きて貨物自動車で連れ行き乗車せしめ、又被告中の二名は逃走せんとして屋外に走り出でたる岡田秋藏の兩手を捉へ此方へ來いと命じ、被告中他の一名は後方より逃げる奴は殴つて仕舞へと叫びながら手拳にて其頭部を數回強打し、又被告中他の一名は長さ三尺位の日本刀を示し逃ぐる奴は斬つて仕舞ふと脅嚇し、被告中の二名にて強て同人を貨物自動車に連れ行き車上に投げ上げ、更に偶附近路上に傍觀し居りたる争議團員佐賀直作に對しても手拳にて其左頬を四五回強打したる上、被告中の四名にて同人を抱き來り貨物自動車に投げ込みたる上、被告等全部之れに同乗し野田驛前丸三運送店事務所に連行し、夏右衛門方訪問の用件等を難詰し以て數人共同して兇器を示し、堀越梅男岡田秋藏佐賀直作等に對し暴行脅迫を爲したるものなり

葉 千		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業		氏 名		犯 時	
罪名	求刑	言渡	結果	求刑	言渡	結果	求刑	言渡	結果	職業	氏名	年齢	犯時
傷害住侵	懲役一年	三、三、六	懲役八月							關東同盟會書記	野口三郎	三	三

犯罪事實(公訴)

被告は、日本勞働總同盟關東同盟會南千住出張所書記なる處、昭和二年九月十六日以降抗争中なる野田醬油株式會社對日本勞働總同盟關東釀造勞働組合野田支部員間の勞働争議に關し所屬本部より派遣せられ、右勞働組合争議本部に滞在し之が應援に従事中、既に百餘日を経過するも何等解決の模様なく、會社側の態度飽迄強硬にして如何なる方面よりの調停も之を排斥して顧みざる爲め争議の前途を憂慮したる結果、過般大阪大日本紡績會社勞働争議に關し行はれたる鹽酸事件を聯想し、同様手段に因り會社に恐怖心を與へ以て其反省を促し争議解決の端緒を得んことを決意し同年十二月廿五日東京市淺草區橋場町二六一番地藥種商坂卷まさ方に於て鹽酸約二合位を買求め、更に東京府下寺島町寺島永山源四郎方にて試験管十本を買求め、同日右争議本部にて該鹽酸を試験管五本に詰め之を懷中し密に犯行の機會を求め居たる處、偶々同月廿八日野田驛に友人見送の歸途同町中野臺活動寫真共樂館前に於て、野田醬油株式會社工場課人事課長石塚常太郎の父石塚靜次郎が孫娘を連れ散步中なるを目撃し、會社重役に對し敢行するよりも寧ろ社員若くは其家族に對し決行せば其反應却て大ならんと思惟し、同町字下町八五四番地先道路に於て右石塚靜次郎の歸途を待受け、豫て準備携帯し居りたる前記試験管入り鹽酸二本を同人の顔面に振り掛け以て全治五週間を要する傷

害を負はしめたるものなり

犯罪事實(追起訴)

被告は、野田醬油株式會社對關東釀造労働組合野田支部員間の労働争議に關し

第一、昭和二年十一月十七日午後六時頃東葛飾郡野田町上花輪七七〇番地物品販賣業盛なみ方に於て、偶々労働組合を脱退し同盟罷業の裏切を爲したる深谷熊治に出會するや、其背反行爲を憤慨し、労働組合たる多衆團體の威力を示し、其場に於て手掌を以て同人の顔部を毆打暴行し、且つ強て労働組合争議事務所迄之を連行し

第二、同年十二月二日午前八時頃野田醬油株式會社第十工場に至り同工場内の作業狀況を探查し、會社攻撃の資料を得んとしたるも、閉門しあり且警戒嚴重にして入場不可能なりし爲め、裏切工員なるが如く裝ひ、同工場裏門より故なく侵入し工場内各所を徘徊したるものなり

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時	
暴 力	罪 名	求 刑	言 渡	結 果	求 刑	言 渡	結 果	桶 工	飯 田 岩 吉	年 齡	三
罰三十圓	暴 力	三、三、三	罰二十圓								

犯罪事實(略式)

被告は、野田醬油株式會社對關東釀造労働組合野田支部員間の労働争議に關し、組合員荒木徳藏及同人長男兼吉同次女

きよの三名が、昭和二年十月中労働組合を脱退し會社に裏切したることを探知し、之を憤慨し同年十二月卅日午後三時頃東葛飾郡野田町上町五二九番地なる右荒木徳藏留守宅に到り、同人妻荒木さくに對し、夫徳藏の在否を尋ねたる處、さくが其事實を秘し知らざる旨答ふるや、被告は前掲労働組合野田支部を代表し來りたりと稱し、労働組合たる多衆團體の威力を示して、「裏切者此の鬼婆打叩いて物を云はせるぞ」と威嚇し以て同人を脅迫したり

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時	
暴 力	罪 名	求 刑	言 渡	結 果	求 刑	言 渡	結 果	桶 工	高 坂 卯 之 松	年 齡	三
同 同 同 同 同	暴 力	三、三、三	罰三圓					桶 工	杉 田 恒 三 郎	三	
同 同 同 同 同	暴 力	三、三、三	罰三圓					桶 工	倉 持 關 太 郎	三	
同 同 同 同 同	暴 力	三、三、三	罰三圓					桶 工	大 島 夏 藏	三	
同 同 同 同 同	暴 力	三、三、三	罰三圓					桶 工	波 邊 阿 久 理	三	
同 同 同 同 同	暴 力	三、三、三	罰三圓					桶 工	武 井 幸 一	三	

犯罪事實

被疑者等は、昨年九月以來の野田労働争議に關し、本年一月三日午前六時五十分頃野田町中野臺地先野田醬油株式會社第七工場附近に於て防備に従事中、同工場員戸邊喜平が出勤の爲め通行中なるを要し、争議團たる多衆團體の威力を

野田争議に就て

示し、且共同して同人に對し罷業をなさしめんと目的の下に、幹部より殴つても良いと命令があるがお前も間違つたら何うする等と、暗に危害を加ふべき氣勢を示し以て脅迫したるものなり

千 葉		罪 名		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業		氏 名		犯 時	
求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
暴 力	罰 二十圓											仲 仕 業	染 谷 政 市	三	
同	同											鹽 造 工	倉 持 久 治	元	
同	同											桶 工	石 塚 石 松	三	
同	同											火 夫	上 田 藤 吉	二	
同	同											火 夫	上 田 藤 吉	二	
同	同											火 夫	上 田 藤 吉	二	
同	同											火 夫	上 田 藤 吉	二	
同	同											火 夫	上 田 藤 吉	二	
同	同											火 夫	上 田 藤 吉	二	
同	同											火 夫	上 田 藤 吉	二	

犯罪事實(略式)

被告人等は、日本労働同盟關東醸造労働組合野田支部員にして、昨年九月以降の野田労働争議に關し同争議團前同志會員として専ら防備の任に活動中、本年一月五日午前五時半頃野田醬油株式会社第一工場附近に張込み警戒中、偶偶第十七工場員瀬能伸藏が出勤の爲め通行せんとしたるを目撃するや、直に其前路を遮り誰何したる處、同人は成田參詣に行くものなりと虚言を弄し其儘通過したる爲め、被告染谷政市及同倉持久治の兩名にて野田町驛迄尾行したるに、伸藏は第十七工場方面に向ひたるを以て之を追跡取押へたる上、何處の成田へ行くのだ歸れと怒鳴り、前記張

込場所迄同人を連行し、被告五名は、労働組合たる多業團體の威力を示し、且共同して瀬能伸藏に對し虚言を弄したるを詰責し、尙拳固又は平手を以て同人の顔及肩等を殴打暴行したるものなり

千 葉		罪 名		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業		氏 名		犯 時	
求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
傷 害	罰 三十圓											無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	
												無 職	篠 崎 久 次 郎	二	

犯罪事實(略式)

被告は、野田醬油株式会社醸造工にして、昨年九月以來の野田労働争議に關し同争議團前同志會員として防備事務に従事中、本年一月九日午前六時半頃外組合員數名と共に同會社第十二工場新築仕込倉前路上を警備巡回中、偶々第十三工場監督茂呂久作が出勤の爲め自轉車に乗り通過せんとしたるを目撃するや、直に同人の自轉車を押へて下車せしめたる上、自ら率先して同人の顔面其他を手拳を以て殴打し、因て同人に全治約四日間位を要する挫傷擦過傷を負はしめたるものなり

千 葉		罪 名		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業		氏 名		犯 時	
求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	職 業	氏 名	年 齡	犯 時
暴 力	罰 二十圓											鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	
												鹽 造 工	稻 葉 清 次 郎	二	

野田争議に就て



要求を提出し、會社との間に争議を惹起し其煩に堪へざる處より、會社は、曩に第十七工場を新設するに際し、前記組合に加盟せざる者三百六十二名を限り之れを採用して同工場附と爲し、以て他日組合に加盟せる工員との間に争議を惹起するも之れに依つて會社の營業を繼續するの計畫を樹てたる處、該工場に近接せる丸三運送店は、素會社後援の下に成立し専ら會社の貨物運送の業務に従事し居りたるが、其使用人、百一名中七十二名も亦大正十四年前示組合に加盟し、爾來其業務の爲め第十七工場に出入するに際り、同工場所屬工員に對し組合に加入せんことを勧誘し、工員亦動もすれば之れに動かさるゝ虞ある處より、丸三運送店は、會社の爲め其害を除かんことを計り、同運送店後援の下に茲に新に昭和二年九月一日染谷阿久利名義を以て、野田町に丸本運送店の開業を見るに至り、會社は其貨物の一部を丸本運送店に取扱はしむる事と爲したる爲め、丸三運送店の業務頓に衰へ、從て同店従業員七十二名は其收入を減したるより、前示組合の長小泉七三等幹部より丸三運送店に對し

一、丸三運送店は組合と共同し丸本運送店取扱貨物の取戻を爲すこと

二、丸三運送店取扱貨物を從前通り挽回し得る迄の間同店従業員全部に日給を支給すること

の要求を爲したるに拒絶する處となり、次て同月十四日會社に對し丸三運送店をして貨物の取扱を爲さしめ度しと申込みたるも是亦峻拒せられたる爲、翌十五日緊急理事會並に組合總會を開き、越えて十六日早朝より第一號乃至第十六號工場に従業せる所屬組合員全部の總罷業を行ひ、會社に對し直に其旨通告を爲し、之れと同時に

一、丸三運送店をして從前通り貨物取扱を爲さしむること

二、昭和二年五月七日組合より會社に爲したる貨銀増額並に待遇改善等

の要求を爲し、小岩井相助を争議團長に推し夫々部署を定め茲に勞働争議を惹起し、組合側に於ては其後團員を野田劇場其他に分宿せしめ自由に外出を許さず其結束を堅くし、會社も亦、野田町に於ける會社恩顧の町民と氣派を通じ其者等をして正義團なるものを組織せしめ互に相對抗して譲らず、其間多少の波瀾ありたるも争議勃發以來百二十日を閲して解決を見ざるのみならず、會社の態度益々鞏固にして誠首に次ぐに誠首を以てし客年十二月下旬に至りては罷業團員全部の解備を斷行し、剩へ第三者の調停に應ずる模様なき爲め、頃日に至り争議團員中漸く士氣の沮喪する者を生じ來り、此儘推移するに於ては争議の慘敗火を睹るより瞭なるより同幹部に於て漸く争議解決に焦慮するに至り、特に被告山口彪は、從來採り來りたる手段を變へ過激の方法を以て策動せざるべからずと爲し、團員に對し衝動を與へ置かば、後日團員多衆が集合所より解散せらるゝ曉に於ては、必ずや野田町居住の正義團所屬其他の民家に對し暴行を爲すべきことを豫期し、本年一月十三日小泉七三と共に、各自野田劇場に於て争議團員に對し、小泉は「争議惹起以來調停者七名有りて其解決に盡力したるも會社は向後二ヶ月も経過せば勞働組合は自然撲滅すべしと豪語し斷然之を拒絶して認容せず、吾人は五ヶ月間正義の爲めに戦ひ來りたるも最早此儘持久する事勿れ、此儘持久するに於ては慘敗餓死するの外無し、我等の日本勞働運動が正義を進みつゝあるを知るも、會社が飽迄迷惑を掛ける以上は正義の精神も最早捨て今日只今より別團體の如き行動を採らざるを得ざるに至れり、向後の運動は虎が檻より出たる如くせざるべからず、素より彼の共產黨の如き暴動化的運動を爲すものに非ざるも、然し最後に至りては、換言せば死を決する時に於ては共產黨以上の爆弾事件をも敢て辭せざる決心有るべし。」被告山口は、「争議も第三期に入り最後の日目焦に迫る、近く何等かの解決を爲さざるべからず、争議は已に四ヶ月を経たり、其間吾人は總同盟の指示に

基き正々堂々と闘を爲し來りたるも依然として會社は頑迷なり、事茲に至りては吾人は最早此儘放擲すること能はざるに至れり、過日の火災の如きも失火なるに拘らず爭議團員の放火なるが如く風評す、吾人は飽迄正義徳義を重するに如斯風評を受くるは實に迷惑至極なり、是皆裏切職工の悪行爲なり、茲に於て吾人爭議團員は、今日より別人となり、此集會所（劇場）に籠居する要なし、明日より町に出て市中を騒ぎ歩き大に活動せられんことを望む、其決心で敢行せよ。」との趣旨の演説を爲し、越えて十四日小岩井相助は、同所に於て同團體に對し「調停云々の新聞記事有るも會社に誠意無く只金力に依て民衆を欺瞞するに過ぎず、茂木如何に頑迷なりと雖も吾人が生命を賭して戦へば茂木一家は忽ち吾人の前に屈服すべし、我等の武器は唯々暴力のみなり、最後は死を決して一騎打を爲し横暴なる茂木一家を倒せ。」との趣旨の演説を爲し爭議團員等の氣勢を煽り、之れに因り爭議團員等の漸く熱狂せる機會を窺ひ、各工場委員長若くは其代理者たりし被告細貝勝榮、同八幡勘藏、同飯村覺二、同山崎森吉、同永瀬萬藏、同松丸保平、同大月秋藏、同大澤五市郎等は、同日午後四時半頃同劇場に於て日没を待ち同劇場に屯せる團員約五百名を一時に解散し、野田町本通りより郵便局角を折れ棒山通りを経て香取神社側を過ぎ愛宕神社に至る道程を通過せしめ、其間爭議團歌を高唱し或は喊聲を掲げ氣勢を揚げしむるに於ては、沿道各所に散在せる前記正義團所屬の店舗に投石其他の暴行を行ふものを生ずべく、斯くして正義團員其他の町民を脅し、因て以て爭議解決の促進に資せんと謀議し、直に各配下の團員に自由解散の宣言と共に同夜右道程を氣勢を揚げ行進すべき旨を傳へ、同日午後七時頃劇場監督者代理人たる被告細貝より自由解散を宣言し、被告稻葉清次郎、同寺田貞助、同倉持友吉、同河田助光、同宮崎軍次、同田口熊吉、同生井菊三郎、同寺田源治、同山崎喜久松、同寺田和平、同上田政吉、同戸邊重作、同栗原東一、同横川助次郎、同鈴木佐吉、同平井啓三郎、同青木庄治、同山崎房五郎、同倉持初五郎、同大月留吉、同小島信次、同今井清、同寺田常太郎、同間中作次郎以下約五百名の團員を解放したる處、是等團員等は被告細貝等指示の如く野田町本通りに出て團歌を高唱し行進中、正義團に屬する同町野田五八三番地吳服商西宮幸藏方前に差蒐るや、豫期の如く喊聲を掲げ同家に殺到し尙小石を投じて店舗陳列棚硝子一枚破壊し、茲に騒擾の端を發し、喊聲を掲げ乍ら本町通りより郵便局角を右折し棒山通に出て香取神社附近に殺到し、其間下記被害調査表掲記の二十九箇の民家に投石暴行を逞ふしたるものなる處、被告稻葉清次郎、河田助光、寺田源治は、右民家に投石し、被告山口彪、寺田貞助は、やれ／＼と叫びて何れも率先助勢し、被告倉持友吉、宮崎軍次、田口熊吉、生井菊三郎、山崎喜久松、寺田和平、上田政吉、戸邊重作、栗原東一、横川助次郎、鈴木佐吉、平井啓三郎、青木庄治、山崎房五郎、倉持初五郎、大月留吉、小島信次今井清、寺田常太郎、間中作次郎等は、わつしよく／＼と叫び或は團歌を高唱して何れも前記騒擾に附和隨行したるものにして、被告細貝勝榮、八幡勘藏、飯村覺二、山崎森吉、永瀬萬藏、松丸保平、大月秋藏、大澤五市郎、山口彪、黒川仲助は其の首魁なりとす

記

爭議團騒擾被害調査表

被害	被害
表硝子 二枚	陳列硝子 二枚
東葛飾郡野田町上花輪三三三 理髮店 東風谷福太郎	表硝子 二十枚
	同町八五五 洋品店 野口元三郎

野田争議に就て



表硝子 二枚	同町同番地	田村浦三	同	十一枚	同町中野臺二二七	豊田スエ
同 一枚	同町八四九	竹塚富藏	同	二十三枚	同所二二六	米川梅吉
同 四枚	同町中野臺二〇五	北島山松	同	一枚	同所二二二	坂本ハナ
同 六枚	同町上花輪八四五	仁平萬次郎	同	三枚	同町野田五八四	瀬田傳次郎
陳列棚硝子二枚	同町八四一	古谷熊吉	同	八枚	同所二八四	南ツネ
表硝子 六枚	同町五六七	横藏藤吉	同	二枚	同所三三五	岡田茂助
窓硝子 九枚	物品販賣	染谷與四郎	陳列棚硝子五枚	四枚	同所六九一	日下部久太郎
陳列大硝子三枚	同町六二七	木村要之介	表硝子 四枚	一枚	洋品店	茂木林藏
表硝子 四枚	同所六二八	海老原喜一	表硝子 一枚	一枚	同所三九九	相澤靜次郎
表硝子 五枚	古物商	荒木イチ	雨戸硝子 一枚	一枚	同所二三四	前田常七
表硝子 十九枚	同所一、六二二	古澤初五郎	雨戸二枚破壊	一枚	酒商	齋藤定吉
窓硝子 二枚	物品販賣	柴田シゲ	同	一枚	同所三二四	
表硝子 四枚	同所同番地				同所六五三	
	物品販賣				自轉車業	
	同所六一八					

陳列棚硝子一枚 表硝子一枚	同所六七一 食料品店	戸邊信太郎	雨戸硝子一枚	同町榮町大森組出張所	高橋豊藏
雨戸三枚破壊	同町上谷向	荒木イチ	雨戸二枚破壊	同町上花輪六二六	神野せつ
外燈一個	第八工復歸	古澤初五郎			
	同町大神臺六二七				

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業		氏 名		犯 時	
傷	害	求 刑	言 渡	求 刑	言 渡	求 刑	言 渡	職 業	氏 名	年 齡	犯 時	年 齡	犯 時
懲 役 一 年	三、三、一六	三、三、一六	懲 役 八 月	懲 役 八 月	三、三、一五	懲 役 八 月	鐵 工 職	桑 田 清	三				

犯罪事實(公訴)

被告人は、日本労働總同盟關東鐵工組合員にして、目下抗爭中なる野田醤油株式会社對日本労働總同盟關東釀造労働組合野田支部員間の労働争議に關し、昭和二年十二月十五日來野し爾來右野田支部内に滞在し争議應援に従事中、偶偶昭和三年一月十四日夜労働組合員が野田商家を襲ひ亂暴したる事件に付多數の檢束者を出し被告亦其一名に加へられし結果、此の如き枝葉の事犯に依り多數の犯罪者を續出するに於ては争議の前途益多難なるを思ひ、争議解決の促進を期するには間接戦法によりては其の目的を達成すること至難なるを以て、寧ろ此際會社重役若くは之に對等する

野田争議に就て

重要人物に對し直接行動に出でなば其の反應却つて大なるものあらんと思惟し、豫て日本紡績會社職工爭議に際し行はれたる硫酸事件を想起し、同一方法に依り會社重役若くは之に對等する重要人物に危害を加ふべきことを決意し、同年一月十九日自ら上京し淺草區千束町附近某藥種店に於て試験管二本を購入し來り、翌二十日野田購買組合精米所内備付消火器中の硫酸を右二本の試験管に詰め、之を外套の隠しに秘し以て犯行の機會を窺ひ居る内、偶々同月二十日午後五時十五分頃、豫て面識ある同會社顧問太田靈順が、退社歸宅の途中、野田郵便局前を通行し居るを認め、直に間道を先行して野田町野田三百七十九番地先路上に待受け、同人の通過せんとする際前掲用意の試験管二本入り硫酸を取出し、右太田靈順の顔面に振り掛け、以て同人に治療約二週間を要する傷害を負はしたるものなり

葉千	
罪名	第一審
求刑	言渡
年月日	結果
求刑	言渡
年月日	結果
求刑	言渡
年月日	結果
職業氏名	桶工 稻葉市郎
犯時	三
傷害	罰二十四
三、三、八(略)	罰二十四

犯罪事實(略式)

被告は、昨年九月以降の野田勞働爭議に關し當初同盟罷業に加盟し、勞働爭議團の爲め活動し居たるものなるも、同年十一月三日右同盟を裏切り會社に復歸し、爾來同會社第十工場に勤務中、昭和三年一月三十一日午後五時半頃同工場外部を巡警し居たる際、偶々其門前に於て勞働組合員永瀬豊に出會したるを以て、何故工場附近を徘徊するやと推問したる處、同人は「ピケツチング」を遣り居る旨答へたるを以て二三押問答の末、永瀬豊の腕を掴み「ピケツチン

グ」と稱し、汝等は通行人或は外出職工を無闇に毆打するが夫れで良いものならば毆つて遣るぞと云ひながら手拳を以て同人の前額部を毆打し、因つて治療三日間を要する打撲傷を負はしめたるものなり

葉千	
罪名	第一審
求刑	言渡
年月日	結果
求刑	言渡
年月日	結果
求刑	言渡
年月日	結果
職業氏名	醬油會社 石田忠吉
犯時	三
傷害	罰二十四
三、三、七(略)	罰二十四

犯罪事實(略式)

一、被告は、昨年九月以降の野田勞働爭議に關し、野田醬油株式會社第二工場夜警夫として雇はれ勤務中、本年二月三日午後五時頃勞働組合員藤代銀之助外二名が、無斷同工場内に侵入し來りたる爲め退去を命じたるものに應ぜざるを憤慨し、直に夜警夫詰所内にありたる鐵製十能を携帯して同工場門前に立出て、同僚川島増太郎が右藤代銀之助を門外に突出し居りたる際、被告は、其傍より該十能を以て藤代銀之助を毆打し、因つて同人の左肩胛部及左肘部等に治療五日間を要する打撲傷並に擦過傷を負はしめたるものなり

葉千	
罪名	第一審
求刑	言渡
年月日	結果
求刑	言渡
年月日	結果
求刑	言渡
年月日	結果
職業氏名	夜警夫 大江柳吉
犯時	三
殺人未遂	懲役七年
三、四、六	懲役三年六月
懲役	懲役三年六月
懲役	懲役三年六月



犯罪事實(公訴)

昨年九月以降の野田労働争議に關し

第一、被告根本清太郎は、右労働争議に應援の爲め労働組合京濱支部より派遣せられ、爾來野田町の労働争議團本部に滞留し、應援に従事中、本年三月一日午後七時半頃同町大字野田二百八十四番地々先路上に於て偶々被告大塚長吉に出會するや、同人に本店のものなるや否やを推問したるに之を否認し通過せんとしたるも其風姿會社雇傭の暴力圍らしく認められ、最近争議團員四名も刺傷せられたる事實あり、危害を加へられざる先に攻勢に出づるに如かずと決意し、携持し居りたる長さ二尺五寸徑約一寸五分位の丸棒を以て右大塚の頭部を毆打し因て同人の左上眼瞼に打撲裂傷後頭部に打撲傷を與へ何れも治療一週間を要する創傷を負はせ

第二、被告大塚長吉は、前記労働争議に加盟し罷業を爲し居るものなる處、昨年十月中同盟を裏切り、組合を脱し同町所在丸本運送店に雇はれ、爾來同運送店の業務に従事中、本年三月一日外出し前同所を通行中、前項掲記の如く被告根本清太郎より暴力を受くるや、直に携持し居りたる短刀を抜き同人に對抗し、其右手に斬りつけ且被告清太郎の顛倒するや、同人の所持せる前記丸棒を投げ付け、因て同人の右手第一第三第四指末節に打撲傷第四掌骨背面に長さ約二仙米深さ皮下に達する切創等治療一週間を要する傷害を負はしめたるものなり

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告 審		職 業 氏 名		犯 時
級 葉	罰四十圓	求 刑	言 渡	結 果	求 刑	言 渡	結 果	職 業	氏 名	年 齡
	三、四、三	年 月 日	(略)		年 月 日			醸 造 工	進 井 三 郎	三
	罰四十圓									

犯罪事實(略式)

被告人は、日本労働總同盟關東醸造労働組合野田支部員にして昭和二年九月以降係争中なる野田醤油株式會社對右支部員間の争議に關し

第一、昭和三年三月四日午前一時二十分頃東葛飾郡野田町上花輪池澤市太郎方に到り、同人が労働組合を裏切り會社に復職したるを憤り、自己の穿用せる編上靴にて同家表雨戸二枚を蹴り、以て同雨戸の下方長一尺巾二寸五分乃至一寸八分位の不整形に四ヶ所を損壞毀棄し

第二、同日午前一時四十分頃更に野田三百一番地正義團員直井近藏方に到り、正義團には労働組合に同情なく却て不利の行動を爲すを憤り、前同様編上靴にて同家雨戸四枚を蹴り其下方何れも一尺乃至二尺巾四寸二分乃至七寸六分位を損壞し尙硝子障子三枚の腰板を蹴り抜き以て毀棄したるものなり

京 東		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業 氏 名		犯 時 年 齡
請願令	懲八月	三、四、五	懲六月	三、四、五	懲六月	三、四、五	懲六月	職 業 氏 名	堀 越 梅 男	三
求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	職 業 氏 名	堀 越 梅 男	三

犯罪事實(豫審)

被告人堀越梅男は、日本労働総同盟關東労働同盟會員となると共に關東釀造労働組合の執行委員兼主事にして又同組合野田支部の理事なる處、昭和二年九月中自己の釀造工として雇はれ居りたる千葉縣東葛飾郡野田町所在野田醬油株式會社に労働爭議勃發し、會社従業員の大半に於て爭議團を組織し相結東して罷業を執行するに至るや、其の副團長として團員指揮の任に當り會社に對して待遇改善等に關する諸種の要求を提出し、爾來抗争を繼續し一方其の解決方に努力し來れるが、會社側の態度強硬にして容易に解決の曙光を見出し難く、而も勞資間の感情甚だしく阻隔し爭議は益々延悪化し爭議團加入従業員千餘名は解雇せられ其の家五千餘名と共に日に生活を脅さるゝの悲境に陥り、其の他幾多の憂慮すべき事態頻出したるより、爭議團は、茲に昭和三年二月二日爭議解決促進の局面打開策として、曩に會社に提出せる要求全部を撤回し、更めて解決交渉の全權を日本労働総同盟主事松岡駒吉に一任し、其の交渉の結果に期待するところ深きものありしに、其後同人より同月六日八日及十三日の三回に亘り會社の代表者と會見して解決の交渉を爲したるも、結局交渉不調に終りたる旨の通告ありたるを以て、被告人は大に落膽し焦慮の餘り最早此の上は直接 天皇陛下に上奏して其の御裁斷を仰ぎ奉るの外に解決の途なしと思惟し、遂に直願に及ばん事を決意し、同月

十七、八日頃の夜、密に野田町字中の臺百九十四番地爭議團本部事務所内に於て、被解雇従業員及其の家族等の窮狀を具陳したる奉書紙二葉に亘る上奏書を認め、直願の機會を待ち居りしが、偶同月下旬頃より久宮祐子内親王殿下御不例に渡らせられ次で翌三月八日御薨去あらせられたる爲め、恐懼して一時其の計畫を中止し、更に同月十六日夜、密かに前同所に於て右上奏書中の前葉を書替へ、殿下の御薨去に付恐懼に堪へざる旨を加筆して、再舉機會を窺ひ居り、而して同月十九日、新聞に依り 天皇皇后兩陛下明二十日午後一時三十分赤坂離宮御出門東京驛御發車にて神奈川縣葉山に行幸啓あらせらるゝ趣を知得するや、急遽右上奏書(昭和三年押第四六五號の二)を携へて上京し、其の行幸啓當日午後零時半頃より、東京市麹町區永樂町一丁目一番地丸の内ビルディング東側歩道の北寄部分に蟄集せる拜觀者中に紛れ入り、兩陛下の御通過あらせらるゝを待ち居りて、同日午後一時四十三分頃同ビルディング東北角前の御道筋に鹵簿に向つて約一間半進出し、路上に土下座して直訴直訴と叫びつゝ右上奏書を差上し以て直願を爲さんとしたるものなり

千 葉		第 一 審		第 二 審		上 告		職 業 氏 名		犯 時 年 齡
傷 害	懲 一 年 三 月	三、四、五	懲 一 年 二 月	三、四、五	懲 一 年	三、四、五	懲 一 年	職 業 氏 名	野 田 馨 吉	三
求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	求 刑	言 渡	年 月 日	結 果	職 業 氏 名	野 田 馨 吉	三

犯罪事實(公訴)

被告人は、日本労働総同盟關東釀造労働組合野田支部前衛同志會長にして、目下抗争中なる野田醬油株式會社對右勞野田爭議に就て

働組合員の争議に關し、會社を反省せしめ争議解決の促進を期する爲め、同會社工場課長並木重太郎若くは作業主任關根保次郎に對し危害を加ふるに如かずと爲し、昭和三年三月廿五日頃豫て争議團員野口三郎が同會社員石塚常太郎の父に對し鹽酸を以て危害を加へたることを想起し、同一手段に依らむことを決意し、同居人金子義一が自轉車修繕用に供する爲め所有する鹽酸約五勺位を竊取し、之を藥壺に移し機を狙ひ居る内、同年四月二日午前八時頃東葛飾郡野田町道路に於て同會社作業主任關根保次郎が出社の途次出會せるを以て、前記用意携帶し居りたる鹽酸約五勺位を同人に振りかけ同人の顔面其他に全治約三十五日間を要する傷害を負はしめたるものなり

葉千	
傷害	罪名
	第一審
三、六、三三起訴猶豫	求刑
	言渡年月日
二年六月	結果
	求刑
三、五、三一年八月	言渡年月日
	結果
無職	求刑
	言渡年月日
和田喜一郎	結果
	職業氏名
四八	犯時年齢

犯罪事實

被疑者は、昨年九月以降の野田労働争議に關し争議團幹部として活動中、本年四月十三日午後六時頃野田醬油會社第五工場従業員が、花見會を開催し、醉餘店員山田元吉外十二名が一團となり東葛飾郡野田町愛宕神社に参拜すると稱し、争議團第一集會所側を放歌しつゝ通行せるため、團員の激昂を虞れ、之が中止を勧めんとし、同町上町愛宕神社西門前に於て注意を爲したるに、却て罵倒され激昂し、店員山田元吉と口論せるを目撃したる争議團員三四十名が押寄せ小競合を演じたる際、前記山田元吉田島三郎を毆打し、田島は負傷せざるも山田は左前頭部外上方及左上眼瞼に

長さ半握左口角下方に長さ二握の擦過傷左乳房外側に拳大の腫脹左膝關節に挫傷同膝部内側に長さ一握巾二耗深さ皮下に達し全治十日間を要する傷害を負はしめたるものなり

葉千	
傷害	罪名
	第一審
懲一年	求刑
	言渡年月日
三、四、三二年六月	結果
	求刑
三、五、三一年八月	言渡年月日
	結果
無職	求刑
	言渡年月日
深井浦吉	結果
	職業氏名
五	犯時年齢

犯罪事實(公訴)

被告は、労働組合員にして、昨年九月以降の野田労働争議に關し、本年四月十三日午後九時頃東葛飾郡野田町野田三百五十七番地々先路上に於て、組合員染合作次郎が丸本運送店人夫請負者清水七之助と衝突口論を始めたる爲め、右清水を右會社雇入れの暴力團員と誤認し、直に同僚たる染合作次郎を應援する目的の下に、携帶し行きたる長さ二尺丸さ二寸位の竹棒を以て、清水七之助の左眼を突刺し、因つて一眼を失明せしめ治療約四週間を要する傷害を負はしめたるものなり

罪名	總件數		人員		社會		側		争議		團體		側	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
騷擾	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
住居侵入	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
殺人未遂	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
暴力行為	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
脅迫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
脅用毀損	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業務妨害	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
毀棄	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
警察犯處罰令	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
銃砲火藥取締法施行規則	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
請願令	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	三九一	二二〇	一一一	一一一	九二	二	一五二	二	三五〇	一	二〇一	一一一	四四五	一〇〇

罪名別件數人員表

(太字ハ牽連犯ヲ示ス)

傷害	罪名	不起訴		結果	第 二 審	上 告	審 密	職業氏名	年齢
		件數	人員						
無職	逆井三郎	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

犯罪事實

被疑者は、日本労働同盟關東醸造労働組合野田支部員なる處、本年四月二十四日午後三時頃野田町葛町通り路上に於て、同町鈴木佐傳に出會するや、平手及拳固にて同人の右耳部及顔面鼻根部等を毆打し、因つて傷害を負はしめたるものなり

科刑別人員表

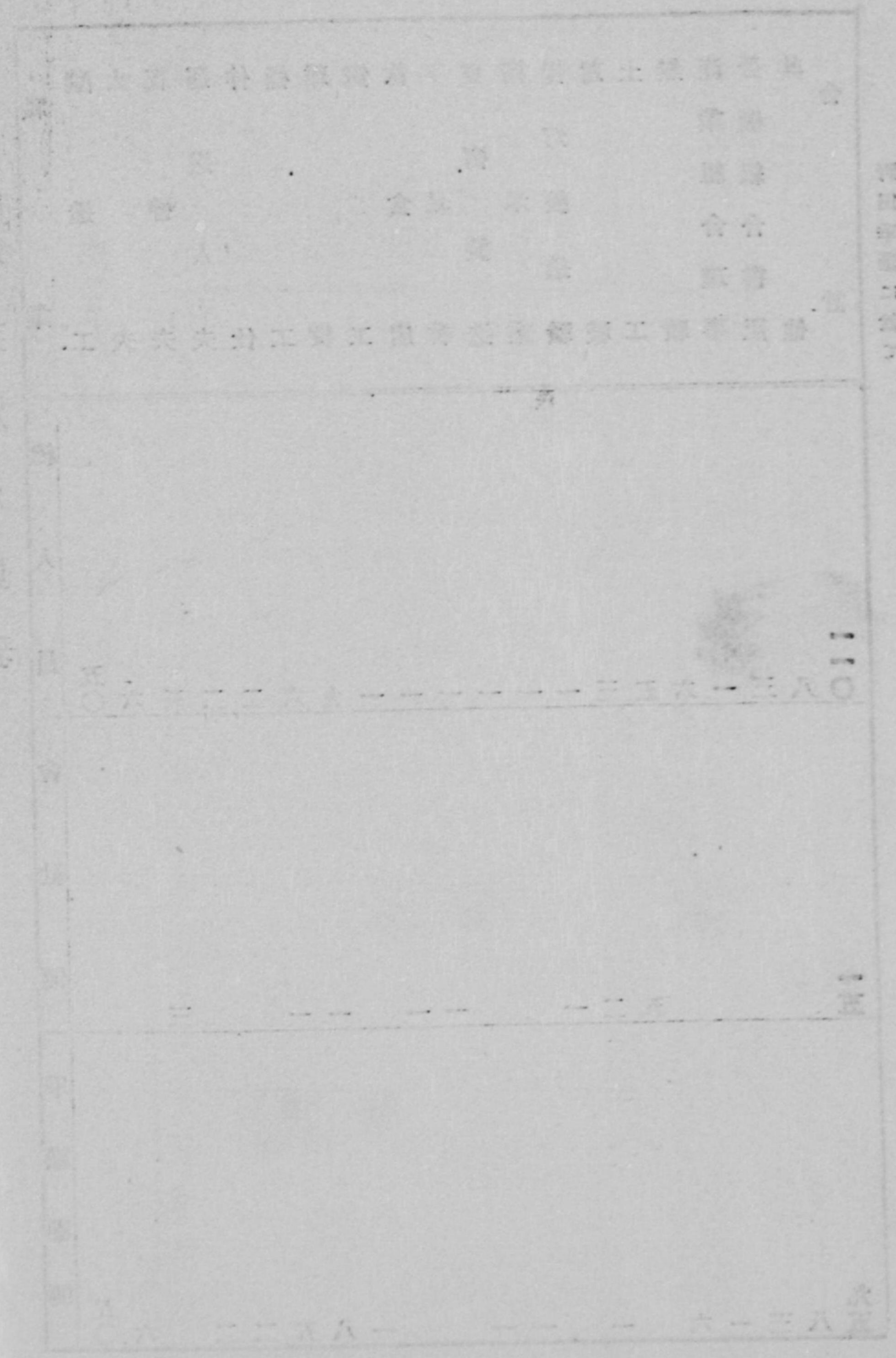
科	懲役		罰金		科料	拘留	合計
	年	月	百	十	圓	日	
刑	一	八	二	三	四	五	百
總人員	一	二	一	三	三	一	九
會社側	一	一	一	二	一	一	四
爭議團側	一	一	一	二	一	一	五

野田争議に就て





池A-62



111

112

113

114

115

